

学 則

①商号又は名称	一般社団法人C R E D O
②研修事業の名称	一般社団法人C R E D O C R E D O介護福祉学院 全身性障がい者移動支援従業者養成研修
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成研修
④研修課程	全身性障がい課程
⑤事業者指定番号	1 6 2
⑥開講の目的	福祉業界において、障がい福祉サービス従事者の確保や育成は急務である。 ガイドヘルパーとしてスキルアップを目指す従業者に対し、全身性障がい者移動支援従業者養成研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義・演習（全身性障がい課程）とも 大阪府枚方市楠葉並木一丁目 27 番 1 号サンルートビル 2 階 C R E D O介護福祉学院
⑧実習施設	なし
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添 2－2）を参照。
⑩使用テキスト	ガイドヘルパー研修テキスト・全身性障害編（中央法規出版）
⑪受講資格	移動支援従業者養成研修（全身性障がい課程）を学びたいとの意欲があり、 指定された日時の講義及び演習に全て出席可能な 16 歳以上の方。
⑫広報の方法	ホームページ、チラシ等で行う。
⑬情報開示の方法 (ホームページア ドレス等)	下記ホームページにおいて情報開示する。 URL http://gakuin.kaigo-credo.com
⑭受講手続及び本人 確認の方法(応募 者多数の場合の 対応方法を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮申込 受講希望者は、当学院ホームページ、電話、メール、FAX のいずれかにより仮申込を行うものとする。仮申込は受講枠の確保を保証するものではなく、本申込手続の完了をもって正式な申込となる。 2. 本申込 仮申込者に対し、当学院は受講申込書、請求書等の必要書類一式を郵送または手渡しにより交付する。受講希望者は、これらの書類を記入のうえ、持参・郵送のいずれかにより提出することで本申込となる。 3. 受講確定 受講者の決定は、請求書記載の期日までに受講料の入金確認が取れた時点で確定する。応募者多数の場合は、本申込書類の到着順および入金確認順により受講者を決定する。定員に達した場合は、次回開講講座を優先的に案内する。

	<p>4. 本人確認は、本申込受付時または初回受講時のいずれかにおいて実施する。本人確認書類は、以下のいずれかとする。</p> <p>① 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票、②住民基本台帳カード、③在留カード等 ④ 資格確認書、⑤運転免許証、⑥パスポート、⑦年金手帳、 ⑧ 障害者手帳、⑨マイナンバーカード ⑩ 運転免許以外の国家資格の免許証または登録証</p>
⑮受講料及び受講料支払方法	<p>1. 受講料は、24,400 円（税込・テキスト代含む）とする。</p> <p>2. 割引制度 【職員割引】 当法人が雇用する職員や職員家族は、受講料を 5,500 円（税込）割り引く。 【修了生割引】 当法人が実施する同行援護従業者養成研修修了者や実務者研修修了者は、受講料を 5,500 円（税込）割り引く。 【提携割引】 当法人と提携する法人、企業、団体等における職員や会員等は、受講料を 3,300 円（税込）割り引く。 【学生割引】 申込時に大学、短期大学、専門学校、高等学校に在籍する者は、受講料を 3,300 円（税込）割り引く。</p> <p>3. 受講料の支払方法 受講希望者は、申込書に必要事項を記入し提出したのち、請求書に記載された指定期日までに当法人指定口座への振込または当学院窓口での現金支払いにより受講料を納付するものとする。 受講料の入金確認をもって、受講手続きの完了（受講確定）とする。</p> <p>4. 受講料に含まれない費用 演習時に必要となる交通費、宿泊費、外食代等は、受講料には含まれないものとする。</p>
⑯解約条件及び返金の有無	<p>1. 受講者都合による解約 開講日の前々日（2 日前）17 時までにキャンセルの申し出があれば、実費相当額及び振込手数料を差し引き返金する。 それ以降は、理由の如何にかかわらず受講料は返金しない。</p> <p>2. 当法人都合により研修を休止した場合は、全額返金（振込手数料は当法人負担）もしくは当法人が実施する次回講座への受講料等へ充当する。</p> <p>3. 本学則⑳「その他必要な事項」に記載した遅参の取扱いにより修了できない場合や退校処分取扱いに該当した場合、返金しない。</p>
⑰受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無（☒有・無）</p> <p>個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、受講者から取得した個人情報の適正な取扱いに努める。取得した個人情報は、当法人が実施する講座の運営に必要な範囲において、以下の目的で使用するものとする。</p> <p>①受講に関する連絡・案内、②研修運営に必要な事務手続、 ③修了証明書等の発行、④行政機関への報告が必要な場合の手続</p> <p>法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者への提供・開示は行わない。なお、研修修了者については、大阪府が管理する修了者名簿に記載されるものとする。</p>
⑱研修修了の認定方法	<p>認定方法：当該課程のカリキュラムに全日程出席し、当法人がその修了を認定した者に対し、修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修業年限：開講日からおおむね 4 ヶ月以内とする。</p>

⑱補講の方法及び取扱	<p>補講の方法:補講を含め、開講日よりおおむね4ヶ月以内に修了することとし、補講は次のいずれかの方法で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。 個別対応補講費用：1時間あたり2,200円（税込） 2. 当法人が開催する別の研修の講義・演習で再受講する方法 次回講座への振替は無料とする。ただし振替は原則1回とする。 3. レポート提出（1科目につき1,200字以上）で出席とみなす方法。 障がい者の人権を除く講義科目のうち、上限3科目までとする。 提出されたレポートの評価が、合格基準に達していること。 レポート提出における対応費用：無料
⑳科目免除の取扱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 免除対象者 以下のいずれかに該当し、開講日において修了から1年以内である者。 ① 大阪府移動支援従業者養成研修事業実施要綱に基づく移動支援従業者養成研修修了者 ② 大阪府居宅介護従業者養成研修修了者 2. 免除される科目 免除対象者は、次の科目の受講を要しない。 ①障がい者（児）福祉制度と移動支援事業（2時間） ②移動支援従業者の業務（1時間） ③移動支援従業者の職業倫理（1時間） 3. 免除要件の確認方法 受講者から以下のいずれかの写しを提出することにより行う。 ①「移動支援従業者養成研修 各研修課程 修了証明書」の写し ②「大阪府居宅介護従業者養成研修 修了証書」の写し 提出された書類は、適切に保存する。 4. 受講料の減免について 科目免除の対象となる場合であっても、受講料の減免措置は適用しない。
㉑受講中の事故等についての対応	<p>受講中における受講生の所有物の盗難や病気、怪我、事故等については自己責任とする。ただし、当法人の責めに帰すべき事由による事故等は、当法人が加入する損害賠償保険の保険限度内において対応する。</p>
㉒研修事業を実施する府内の事業所所在地	<p>郵便番号：573-1118 所在地：大阪府枚方市楠葉並木一丁目27番1号サンルートビル2階 CREDO介護福祉学院</p>
㉓研修責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：今岡 望 所属：一般社団法人CREDO 役職：代表理事</p>
㉔課程編成責任者名、所属名及び役職	<p>氏名：今岡 望 所属：CREDO介護福祉学院 役職：学長</p>
㉕苦情相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	<p>氏名：今岡 望 所属：CREDO介護福祉学院 役職：学長 連絡先:072-845-5455</p>
㉖研修事務担当者名、所属名及び連絡先	<p>氏名：笹谷 美礼 所属：CREDO介護福祉学院 連絡先:072-845-5455</p>
㉗修了証明書を亡失・毀損した場合の取扱	<p>「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用:2,200円（税込）</p>

<p>㊸その他必要な事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遅参の取扱い 授業開始時及び終了時の出席確認ができなかった場合は、理由の如何にかかわらず、その科目を欠席扱いとする。その際は、本学則㊹「補講の方法及び取扱」に基づき、補講を受けなければならない。 2. 退校処分 of 取扱い 受講者の申し出より認める。また、以下の迷惑行為等があり、当法人が指導しても改善される見込みがない場合は、退校処分を行うことがある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講義中に大声を出す、また他の受講生、講師、職員に対して暴言や誹謗中傷行為 (2) 私語や講義に関係のない質問をする等して講義を妨害する (3) 講師や事務局の指示に従わず、円滑な研修の運営を妨げる (4) 他の受講生、講師、職員につきまとう行為、メール、LINE、電話等での度重なる非常識な連絡 (5) 他の受講生、講師、職員に対して人権侵害（暴行、脅迫、虐待、セクハラ、その他類似行為） (6) 当学院の教室、備品、教材等を故意に破損した場合 (7) 課題の提出期限を守らない場合。また、講義、演習において知識・技術が著しく不足しており研修修了が困難と判断された場合 (8) 欠席、遅刻、早退等により研修カリキュラムの時間数を満たさない場合 (9) 免除科目となる資格証の提出が期限を過ぎた場合。または不正に入手、改ざんされたものを提出した場合 (10) その他、他人に迷惑となる行為 <p>遅参の取扱いや退校処分に係る返金条件については、本学則㊺「解約条件及び返金の有無」に準じる。</p>
------------------	--

<p>※1 大阪府からのお知らせ</p>	<p>大阪府移動支援従業者養成研修事業実施要領第2の3（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>
<p>※2 研修事業者の指定担当</p>	<p>大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165</p>